

転倒災害、交通労働災害の防止対策に取り組みましょう

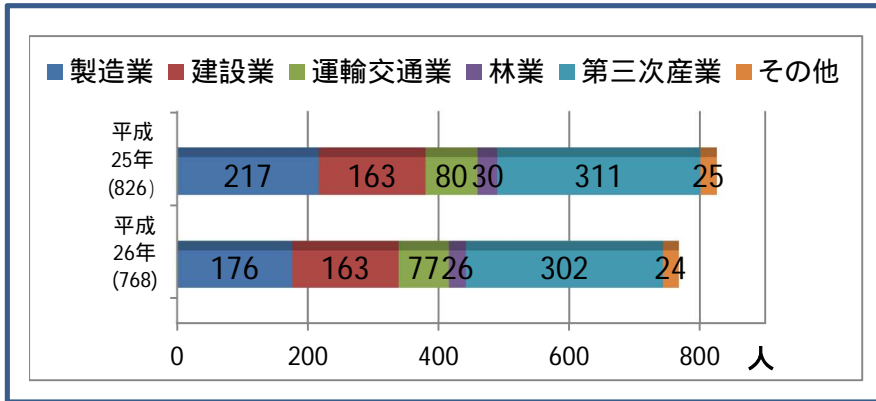
徳島県内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は長期的には減少していますが、未だに年間800人程度となっています。

徳島労働局・各労働基準監督署では、平成27年度、死傷災害の減少に向けて、業種にかかわらず発生する可能性のある「転倒災害」、「交通労働災害」防止のための呼びかけを広く行っています。

1 労働災害の現状

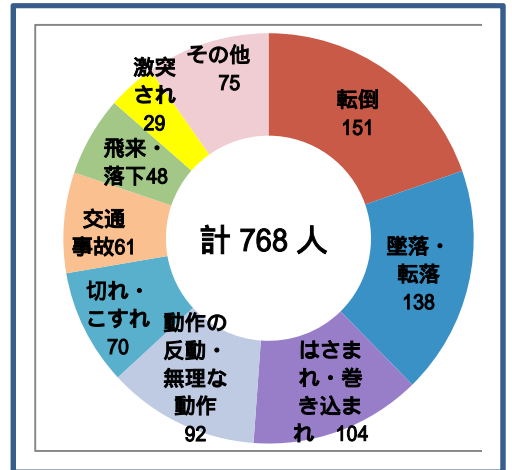
(1) 徳島県内の平成26年の死傷者数（休業4日以上）は、全産業で768人となり、前年の826人から58人減少し、前年より7.0%の減少となりました。（図1参照）

図1 業種別前年比較別労働災害発生状況



第三次産業には小売業、社会福祉施設、飲食店、清掃・と畜、通信業、警備業などが含まれます。

図2 事故の型別被災者数（全産業）



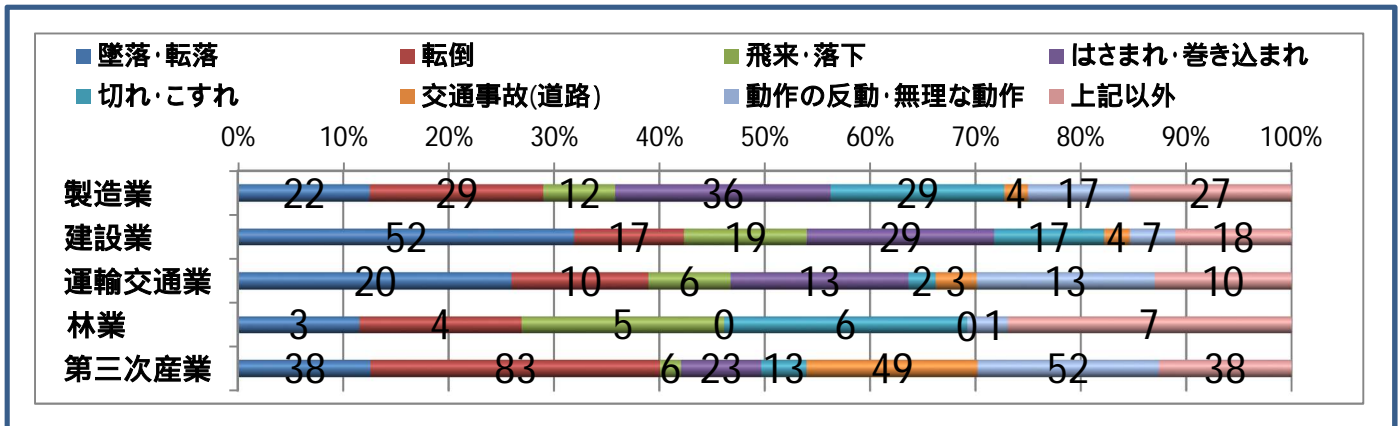
(2) 全産業における事故の型別発生状況は、「転倒」災害が最も多く151人となり、全体の19.7%となり、次いで「墜落・転落」が138人（全体の18.0%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が104人（全体の13.5%）となっています。また、「交通事故」が61人（全体の7.9%）となり、これは、全国の6.9%に対し、1ポイント上回っています。（図2参照）

(3) 各産業別における事故の型の傾向は次のとおりです。（図3参照）

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」災害、「転倒」災害、「切れ・こすれ」災害が多く発生しています。
 建設業では、「墜落・転落」災害が最も多く発生しています。
 運輸交通業では、「墜落・転落」災害の次に、「はさまれ・巻き込まれ」災害と「動作の反動・無理な動作」災害が多く発生しています。
 第三次産業では、「転倒」災害が最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」災害、「交通事故」災害が多く発生しています。

図3 事故の型別労働災害発生状況

「動作の反動・無理な動作」の54%は、腰痛症



2 転倒災害の防止対策のポイント

転倒災害は、どこの職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施しています。

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
		
[主な原因] ・床が滑りやすい素材である ・床に水や油が飛散している ・ビニールや紙など、滑りやすい ・異物が床に落ちている	[主な原因] ・床に凹凸や段差がある ・床に荷物や商品が放置されている	[主な原因] ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している

設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

歩行場所に物を放置しない
床面の汚れ(水、油、粉等)
を取り除く
床面の凹凸、段差等を
解消する



転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

時間に余裕を持って行動
する
滑りやすい場所では小さな
歩幅で歩行する
足元が見えにくい状態で
作業しない



その他の対策

作業に適した靴を着用する
職場の危険マップの
作成による危険情報を
共有する
転倒危険場所にステッカー
一等で注意喚起をする



3 交通労働災害の防止対策のポイント

1 厚生労働省は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成25年5月最終改正)に基づき、交通労働災害防止を推進しています。ガイドラインでは、改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号))とともに、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主、元請による配慮、などを積極的に推進することとしています。

2 事業者・運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、このガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。(例：運行状況・作業状況等の実態把握、交通安全情報マップの作成等)

運転者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害を防止するため、事業者の指示など、必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害の防止に努めましょう。(例：睡眠と休息の確保、運転中の前方確認、車間距離の確保、法定速度の遵守等)